

愛の泉 丘小学校

いじめ防止基本方針



富士市立丘小学校

目 次

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめに対する基本認識
- 3 いじめの理解

第2 いじめの防止等のための対策

- 1 組織の設置
- 2 いじめの未然防止
- 3 いじめの早期発見
- 4 いじめに対する早期対応
- 5 家庭・地域との連携
- 6 関係機関との連携について
- 7 いじめの解消
- 8 いじめが起こった場合の組織的な対応

第3 重大事態への対処

- 1 重大事態についての調査
- 2 調査結果の提供と報告について
- 3 各対応について

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

いじめはすべての児童に関係する問題である。すべての児童が安心して学習や様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなければならない。すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分に理解できるようにしなければならない。

そして、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して取り組んでいく。

1 いじめの定義

いじめとは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめに対する基本認識

一つ一つの行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

また、いじめには様々な現れがあり、いじめであるかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して捉えないようにすることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定したり、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあるため、児童の主観を確認する際に、児童の表情や様子、周りの状況等をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、いじめ防止等の組織「いじめ対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童がかかっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであったとしても、見えないところで被害が生じる場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣

旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳し指導を要する場合であるとは限らない。

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

※ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織への情報共有することは必要である。

具体的ないじめの表れとして以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも起こりうるものである。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査では、仲間はずれや嫌がらせ、無視、陰口などの「暴力を伴わないいじめ」については、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度であった。更に、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しているという調査結果もある。

しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

加えていじめの加害者・被害者という二者関係だけでなく、学級やグループなどの所属集団において、規律が守れなかったり、問題を隠したりするような雰囲気や、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする子や、周辺で見て見ぬふりをして関わらずに暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめは絶対に許さない」という雰囲気ができるようにすることが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策

本校は、いじめの防止等のため、この「丘小学校 いじめ防止基本方針」に基づき、丘小いじめ対策委員会を中核として組織的に一致協力体制を確立し、市教育委員会との連携の上、いじめの防止等のための対策を推進していく。

1 組織の設置

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、すでに設置されている「丘小いじめ対策委員会」をいじめ防止等の中核として常設する。構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭（ここまでの学校職員）、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）とする。そして、必要に応じて該当学級担任を加え、対応する。

本組織により、いじめの防止等の取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の役割の他、情報の収集と記録、共有や、いじめ等の相談・通報の窓口などの役割を担い、毎月、定期的に打ち合わせを行う。

更に、いじめ事案発生時には、緊急会議を開いて対応を協議したり、事実関係を明確にするための調査を行ったりする。

また、職員はいじめ等の些細な兆候や懸念、子どもからの訴えを抱え込まず、すべてこのいじめ対策委員会に報告・相談し、問題を共有して対応していく。

○丘小いじめ対策委員会（定例会は学校職員で月1回、緊急会議は必要に応じて学校職員とSCやSSWを入れて）

2 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての子どもを対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。そのため、子どもが心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や諸活動に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりが大切である。更に自尊感情を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

（1） 道徳教育・人権教育の推進

ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育・人権教育の充実を図ることが大切である。学級経営、各教科、特別活動等においては、道徳の全体計画や教科等の指導計画の中に、道徳教育との関連を示してあるので、計画的・発展的に道徳教育を推進していく。

また、丘小の道徳教育の重点目標「誰に対しても思いやりの心を持ち、温かい心で接する。」「自ら考え判断し、実行する。」について、重点的に指導の充実を目指す。

イ Q-Uまたは人間関係づくりプログラムの実施

5年生においてはQ-Uを行い、学級の人間関係の把握、改善を図る。また、年2回、人間関係プログラム週間を設け、学級のよりよい人間関係づくりの支援をしていく。

ウ 生活アンケートの実施

各学年、年4回の生活アンケートを行い、児童の実態を把握し、全児童と面接をする。問題が見つかった場合には、一人一人と面接をする時間を別に設けて詳しく話を聞くようにする。話を聞くときには他の児童に知れないように配慮する。

エ 自然体験活動の充実

各学年において、生活科や総合的な学習の時間、理科等で植物や生き物を育てたり、動物と関わったりすることを通して生き物、命を大切にしようとする心を育てる。

また、福祉施設や幼稚園・保育園等と交流したりすることで、人に対する思いやりや優しさを育む。

オ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保

生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置や養護教諭を含めた教職員の配置など配置など、教職員など、教職員の目が行き届き、児童一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備する。

SC、SSW、教員経験者など、外部専門家の活用を推進する。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

ア「いいところ見つけ」の実施（生活委員会）

友だちのよさを見つけ、互いに認め合う事ができるようにする。そのため、校内にいいところ見つけコーナーを設置し、全校児童が見られるようにする。

イ 児童代表委員会における全校規模の協議

児童代表委員会において、運営委員会がいじめ問題について考える議題を設定し、全校体制で学級ごとに話し合い、それを児童代表委員会で協議することにより、子どもが主体的にいじめ問題について考え、行動していく機会をつくる。

ウ 児童会によるあいさつ運動

あいさつは、人との関わりを有効にする最初のコミュニケーションである。気持ちのよい元気なあいさつを学校中に広めることで、だれとでもコミュニケーションがとれるよう、心のふれあう人間関係を育てていく。

(3) 保護者や地域への啓発

保護者や児童に向けて「未来をひらくみなさんへ」等の資料を配付したり、学校便り等でいじめ問題について触れたりして、いじめ問題に関して啓発する。そして、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には直ちに学校に相談するように呼びかける。

(4) いじめに関する教職員の研修

ア いじめに関する校内研修

丘小学校いじめ防止基本方針の確認、共通理解を図る研修、及び、スクールカウンセラーを講師とした研修を実施する。

教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの要因となりうるものであることから、教職員研修等により、体罰禁止の徹底を図る。

イ 聴いて、考えて、関わり合い、高め合う授業

授業研究を通して聴き合い、関わり合う中で友達の意見を大切にしたり、自分の発言に自信をもったりしながら、人を思いやる気持ちや自尊感情を高めていくような授業づくり、授業改善を行っていく。

3 いじめの早期発見

(1) 子どもの実態把握

ア 日常の学校生活の観察

学級担任だけでなく、教師集団全員で行う。保護者や地域の方々からも情報収集が必要である。そのための依頼もしていく。そのためには意識的に信頼関係づくりを行っていく。

イ アンケートの実施

いじめは、固定した人間関係の中でのみ起こるものではなく、変動することから生活アンケートを年4回実施する。いじめに関する質問と携帯・スマートフォン、インターネットに関する質問を盛り込み、実態把握をして対策に生かす。

ウ 相談体制の整備

生活アンケートを実施後、結果を基にして、全児童を対象にした教育相談を担当が実施する。更に、困ったときや気になることがある時には、担任はもちろん、学年の職員、他学年の職員、養護教諭、校長・教頭に加え、スクールカウンセラーにも相談できることを周知し、いじめを訴えやすくする。

4 いじめに対する早期対応

(1) いじめの情報を受けた場合は、直ちにいじめ対策委員会を開く

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を図る。

(2) いじめ対策委員会が中心となり、いじめ対応イメージを共有し、組織的に対応する

ア 情報を集める

いじめに関する情報をいじめられた児童、いじめたとされる児童、周りの児童や保護者、地域の方等より事情を聞き取り、十分に状況を確認する。

イ 指導・支援体制を組む

いじめ対策委員会において具体的な取り組みを協議・確認し、組織的に適切な指導・対応ができるように、対応イメージを全職員で共有する。

ウ 子どもへの支援・指導を行う。同時に、保護者と連携する

いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発を防止するように、組織的な対応を行う。いじめを受けた子どもとその保護者に対する指導や支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導と助言を行うが、そのときだけでなく、継続的に行っていく。

また、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門家の協力を得て関係機関と連携した指導、支援や助言を行う事も大切である。

(3) いじめられた児童への配慮やいじめた児童への処置

まず、いじめを受けた子どもの安全・安心を確保、保証することが第一である。いじめを受けた子どもが安心して生活し、学習に臨めるように対応しなければならない。

また、いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないように、両保護者と情報を共有するなど、必要な措置をとる。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められたときは、警察と連携した対応をする。特に、子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は直ちに警察へ通報し、適切な援助を求めることにより連携して対応する。

5 家庭・地域との連携

地域全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、学校・家庭・地域との連携が必要である。学校関係者とPTA、地域の関係団体などいじめの問題について協議する機会として、丘小の教育を考える会、民生児童委員との懇談会、学校評議員会を活用するなど、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策を推進していく。

6 関係機関との連携について

いじめ問題の対応において、学校・家庭・地域の連携・協力でも、十分な効果を上げることができない場合などは、市教育委員会、市子育て支援課、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との連携が必要となる。そのため、日頃から教育委員会、子育て支援課、児童相談所等との連絡を密にした協働体制を構築していく。

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

8 いじめが起こった場合の組織的な対応

1 発見

- ・他の児童からの情報 ・いじめの現場発見
- ・アンケート調査 ・児童や保護者からの相談等



2 情報収集（正確な実態把握）

- ・当事者双方及び周りの子どもから情報を集める。
- ・職員間で情報を共有し、実態を正確に把握する。



3 指導方針・指導体制・いじめの認知

*組織で対応！

丘小いじめ対策委員会（緊急会議）

- ・事実関係の報告、職員間で情報共有
- ・調査方針、方法の決定
- ・事実関係の把握、調査
- ・指導体制の確立

⇔教育委員会

（連絡・相談、指導・助言）

⇔保護者

（適宜連絡）

⇔関係機関（児相、警察署等）



4 対応（指導・支援）

*被害児童を守る！

- ・被害児童の保護（不安の排除）、加害児童への指導、周りの子どもたちへの指導
- ・被害及び加害児童の保護者との連携



5 経過観察・解消

- ・被害児童がいじめの解消を自覚するまで観察を継続し、良好な関係が3か月以上継続したら解消とする。

第3 重大事態への対処

次のような事態の場合

- ◎ いじめにより子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・子どもが自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ◎ いじめにより子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
(相当の期間については、不登校の調査における定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。)
- ◎ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

1 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会の指示に従い、調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつまたはいつ頃から、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査し、因果関係の特定を急ぐべきではないことに注意する。

いじめられた子どもからは十分に詳しく聞き取るとともに、在籍児童、教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。その際は、質問紙の使用にあたり、個別の事案が広く明らかになり、いじめられた子どもの学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど、いじめられた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とした調査とする。

また、調査による事実関係を確認するとともに、いじめを行った子どもへの指導を行い、いじめ行為をやめさせることが必要である。

いじめられた子どもに対しては、聞き取った事情や心情から、いじめられた子どもの状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援などをする。

あつてはならないことだが、子どもの自殺という事態が起こった場合は、その背景調査を実施することが必要である。死亡した子どもが置かれている状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に他の子どもへのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。詳しい調査を行うにあたり、

遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成など、調査のおおむねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。

その調査においては亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行う必要がある。背景調査にあたっては、遺族がその子どもについて、最も身近に知り、また、その調査について切実な信条を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。他の子どもやその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。

2 調査結果の提供と報告について

学校は、いじめを受けた子どもやその保護者に対しては、事実関係などその他の必要な情報を提供する責任がある。調査により、いじめがいつ、だれから行われ、どのような様態であったか、学校がそれまでどのように対応したかについて、調査により明らかになった事実関係をいじめを受けた子どもやその保護者に対して説明する。

情報の提供にあたっては、他の子どものプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

また、この調査結果に関しては、市教委は市長へ報告する。

3 各対応について

校内危機管理チーム会議・いじめ対策委員会の開会

(1) 児童対応（担当：生徒指導主任）

- ・臨時全校集会等の開催
- ・心のケア

(2) 保護者対応（担当：教頭）

- ・臨時保護者会の開催

(3) 警察対応（担当：教頭）